

令和7年度 桜井市介護保険運営協議会 会議録

開催日時	令和7年11月18日（水曜日） 14時00分から15時00分まで
開催場所	桜井市役所 本庁舎 3階 災害対策本部室
出席委員	木下会長、河合副会長、土家委員、木田委員、原田委員、喜多委員、村井委員、榊田委員、野口委員、深田委員、植田委員、村嶋委員
案件	(1) 桜井市介護保険事業の状況について (2) 「桜井市老人保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画」策定に向けた各種調査の実施について ア 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」について イ 「在宅介護実態調査」について ウ 「介護保険サービス事業所調査」について エ 「居宅介護支援専門員調査」について
資料	資料1 桜井市介護保険事業の状況について 資料2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査【調査票】 資料3 在宅介護実態調査【調査票】 資料4 介護保険サービス事業所調査【調査票】 資料5 ケアマネジャー（居宅介護支援専門員）調査【調査票】

議事要旨

(1) 桜井市介護保険事業の状況について (資料1)

委員

介護保険サービス事業所は、全国的に深刻な人材不足などの理由により廃業が多くなっているとの報道がある。桜井市の状況はどのようになっているのか。

事務局

本市においても介護保険サービス事業所を取り巻く環境はさらに厳しくなっていることは聞いている。多くはないが廃止した事業所もある。

委員

国は報酬改定、補助金などを通して介護保険サービス事業所に対する支援を実施していくとしている。桜井市として介護保険サービス事業所に対する支援を検討しているのか。

事務局

市としては具体的な検討できていない状況である。

委員

桜井市の第9期介護保険事業計画における介護保険料基準額の月額は、6,400円である。また、介護給付費準備基金は、約7億円あるようである。

今後も介護サービスの需要が増大するなかで適切に介護サービスを提供していくためには、介護給付費準備基金を活用し、第10期介護保険事業計画における介護保険料基準額の上昇を抑制すべきである。

事務局

本市において今後も介護給付費は増大していくものと推定されている。第10期介護保険事業計画における介護保険料の算定にあたっては、介護給付費準備基金の活用を検討する必要があると考える。

委員

介護給付費準備基金の活用を十分に検討してもらいたい。

会長

第9期介護保険事業計画における奈良県内12市の介護保険料について、香芝市の介護保険料が第8期介護保険事業計画から大幅に上昇している理由は何かあるのか。

事務局

第8期介護保険事業計画期間中に介護給付費の急激な増大があったようである。

会長

奈良県においても地域医療介護総合確保基金等を積極的に活用した介護保険サービス事業所に対する支援も必要であると考えます。

(2)「桜井市老人保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画」策定に向けた各種調査の実施について（資料2・資料3・資料4・資料5）

委員

資料5（「ケアマネジャー（居宅介護支援専門員）調査【調査票】」）にある質問では、ケアマネジャーによるシャドウワークに関する問題が認識されている。

しかしながら、資料3（「在宅介護実態調査」【調査票】）では、アンケート回答者を確認する問いの選択肢に「調査対象者のケアマネジャー」が挙げられている。

私たちケアマネジャーもシャドウワークが問題になっていると感じている。桜井市が実施するアンケートにおいて、ケアマネジャーの本来の業務ではないアンケートの回答をケアマネジャーに任せてもよいかのような印象を与える選択肢は適切ではないと思われる。

また、資料5（「ケアマネジャー（居宅介護支援専門員）調査【調査票】」）におけるシャドウワークを行った時間に関する問いで、「ほとんど勤務時間外だった」、「勤務時間の内外を問わずにあった」などを確認する意図が理解できない。シャドウワークを行ったのが勤務時間内であったとしても本来の業務をすべき勤務時間で行っている。その結果、勤務時間外に本来の業務を行わざるを得なくなる。シャドウワークが発生していることが問題であり、発生したのが勤務時間の内外は関係ないのではないか。これがケアマネジャーとしての率直な意見である。

事務局

ご指摘の点については、事務局内で検討していた際にも挙がっていた項目である。

特に、アンケートの回答をケアマネジャーが本人に代わって行うことはシャドウワークにあたるというのはご指摘のとおりである。一方で、資料3（「在宅介護実態調査」【調査票】）については、国が調査内容を定めている質問もあり、選択肢もそのとおりとしなければならない事情がある。

シャドウワークの発生時間については、シャドウワークが発生していること自体が問題であり、発生時間が問題ではないのではというのはご指摘のとおりである。選択肢の内容を検討する。

委員

調査内容については、国の指定があることは理解した。しかしながら、各調査票における文章、表記等の体裁について気になるところが複数あるので指摘する。

各調査票における文章、表記等の体裁に関する指摘

事務局

ご指摘をいただいた各調査票における文章、表記等の体裁を統一する。

会長

資料4（「介護保険サービス事業所【調査票】」）問8～10は介護保険サービス事業所のひっ迫している現状を把握するための質問である。これは国が指定した質問なのか。

事務局

資料4（「介護保険サービス事業所【調査票】」）問8（今後の介護職員の雇用人数の予定）は、国が指定する質問である。

問9（現在の業務を行ううえでの介護職員数の充足状況、不足している場合の人数）と問10（介護職員が不足したとき又は不足しそうなときの対応方法）は、問8を受けて、介護保険サービス事業所における人員及び運営に関する現状を把握するための市による追加の質問である。

会長

国の介護保険サービス事業所に対する支援策は、介護現場の現状を十分に踏まえたものでなければならない。アンケートで明らかになった介護保険サービス事業所の意見については、国に届けていかなければならないと考える。

事務局においては、委員からの意見を反映したアンケート調査票とするよう願う。

他に意見はないようであるので、これをもって、令和7年度桜井市介護保険運営協議会を終了する。

以上